

18年度造林事業補助金交付申請書（補正繰越）

（流域公益保全林整備事業 分）

平成19年12月26日

愛媛県知事 加戸守行 様

住 所 愛媛県喜多郡内子町五百木186番地の2

申請者 内 子 町 森 林 組 合

氏 名 代表理事組合長 藤 山 春 夫

別紙内訳書のとおり造林事業を終了しましたので、補助金を交付されるよう愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）に基づき関係書類を添えて申請します。



愛媛県指令19森第888号

県	庁	課	係	係	係	係	係

喜多郡内子町五百木186番地の2  
内子町森林組合

平成19年12月26日付けで申請のあった平成18年度造林補助事業（流域公益保全林整備事業）（補正繰越分）に対し、愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月17日愛媛県告示第1383号）により、平成19年度において補助金322,780円を交付する。ただし、下記事項を守ることを条件とする。

平成20年2月14日



愛媛県知事 加戸 守行



## 記

- 補助金の交付を受けたものは、補助金の交付を受けた事業（以下「造林補助事業」という。）の収支を明らかにした書類を整備し、当該補助金を受けた年度経過後5年間保存しなければならない。
- 補助金の交付を受けたものは、造林補助事業の施行地が、苗木の植栽に係るものにあつては保険期間10年以上、除間伐（作業路等の開設事業を除き、機能増進保育の抜き伐（ぎ）り等を含む。）に係るものにあつては保険期間3年以上の森林保険に加入するとともに、その保育管理（育成複層林整備にあつては、育成複層林としての維持管理）に努めなければならない。
- 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事に造林補助事業施行地の転用等届出書によりその旨を届け出なければならない。
  - 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して、5年以内に当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（造林補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用を含む。次号において同じ。）をしようとするとき又は造林補助事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去をしようとするとき。
  - 作業路に係る造林の計画期間内に当該造林補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業路（育成単層林を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業路をいう。）、育成複層林作業路（育成複層林を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業路をいう。）、機能増進保育作業路（長伐期施業を行う林分を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用されるものをいう。）、特定間伐作業路（特定間伐において長期間継続して使用されるものをいう。）、長期育成循環作業路（長期育成循環整備の実施のため、長期間継続して使用されるものをいう。）、絆の森作業路（絆の森整備事業において長期間継続して使用される作業路をいう。）、高性能林業機械作業路（長期間継続して使用される高性能林業機械による作業に必要な作業をいう。）、衛生伐作業路（松林を健全に育成し、又は保全するため、長期間継続して使用される作業路をいう。）及び特定林地改良作業路（特定林地改良を実施するため、長期間継続して使用される作業をいう。）（以下「育成単層林作業路等」という。）の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。

[補正繰越]

平成18年度第06期

補助金交付指令内訳書

申請者	事業名	事業区分	事業の種類	事業細目
内子町森林組合	流域公益保全林整備事業	育成単層林整備	保育(植栽型)	除間伐

申請 番号	枝 番	氏 名	同 姓 同 名 区 分	林小班			樹 種	(処理材積) 査定面積 (作業路延長)	補助金
				林 班	小 班	枝 番			
0010	01	個人(季羽 浅喜)		017	244	01	ヒノキ	0.36	16,279
		内子町 石畳 518-3					15		
0011	01	個人(季羽 浅喜)		238	057	01	ヒノキ	0.22	14,346
		内子町 只海 オツ208-1					25		
0012	01	個人(酒井 義満)		097	009	01	ヒノキ	2.76	124,807
		内子町 大瀬中央 69					15		
0013	01	個人(酒井 義満)		101	127	00	ヒノキ	0.92	167,348
		内子町 大瀬中央 513					16		

計 4.26 322,980